

# 給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

## 今後の流れ

### 在籍報告

(毎年4月・7月・10月) ※採用初年度は7月と10月のみ。  
スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

- ※在籍報告は、**年3回**あります。
- ※事前にスカラネットパーソナルに登録すること
- ※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は給付奨学金の振込みが止まります。

### 継続願・適格認定

◎12月～1月

スカラネット・パーソナルから次年度の「給付型奨学金継続願」の提出  
※貸与型奨学金も受けている方は、そちらも提出すること

**【重要】貸与型と給付型の適格認定の基準は異なります。  
十分ご注意ください。**

### 支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得状況を確認。支援区分の変更がある場合は、支給停止や給付月額が変わることがあります。  
※10月以降の支援区分は、スカラネットパーソナルで確認ください。

### 授業料減免について

◎決定した奨学金の支援区分によって、授業料が減免されます。

第Ⅰ区分 授業料全額免除  
第Ⅱ区分 授業料3分の2免除  
第Ⅲ区分 授業料3分の1免除  
支援区分外 授業料減免なし

※年に2回(前期・後期)授業料減免の継続の申請が必要です(A様式2を提出)。

## 注意事項

- 他の国費による給付金を受給中は、給付奨学金の支給を受けることができません。
- 在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等ありましたら、図書館1F学生生活支援課までお問い合わせください。

TEL :089-927-9168  
MAIL : syougaku@stu.ehime-u.ac.jp